特定非営利活動法人（NPO）
国際レスキューシステム研究機構

組織・職務規程

平成 22 年 6 月 1 日制定実施

第 1 章　総　　則

第1条　（目的）

この規程は国際レスキューシステム研究機構（以下、機構という）の組織機構、職務と責任を明確に規定し、遂行すべき基本的任務を定め、業務の組織的で能率的な運営をはかることを目的とする。

2. 常に機構の業務活動が有機的に行われるよう相互の関連業務で協調しなければならない。

3. この規程に定められていない事項、また臨時に必要ある場合は、会長の決裁を経て特例を定めることができる。

第2条　（組織運営の原則）

組織は、次の原則に従い運営することとする。

（1）職責は常に定められた系統を保ち、これを乱さないこと。

（2）業務の運用に当っては、関係各部署と十分に協議することとし、重複又は間隙を生じさせないこと。

（3）職務権限の行使に当っては、組織上認められた範囲を越えないこと。

第 2 章　組　　織

第3条　（組織運営の原則）

機構は、運営目的を遂行するために、定款第 1 章総則（事務所）第 2 条に定める事業単位を置く。但し、運営上必要がないと判断される場合は、その一部を設置しない。

第4条　（組織図）

組織単位の管理組織図（以下「組織図」という。）並びに当該各単位の呼称は、下記に定めるとおりとする。

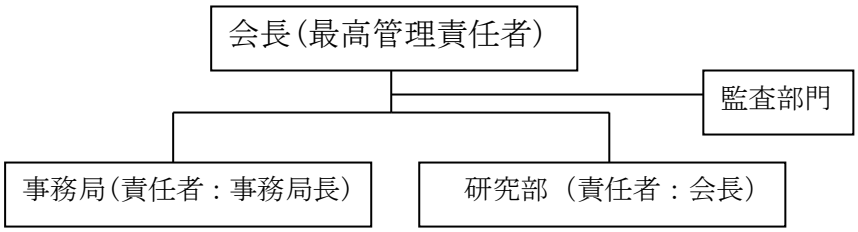

第３章　職　　務

第5条　　（職位）

各職位及びその基本的職務は、次条以下に定めるとおりとし、自己の権限をその責任において自ら行使しなければならない。

第6条　　（会長、理事長、理事の職務）

（1）定款、第３章役員　(職務)第 15 条」に定めるところによる。

（2）会長は機構を代表し、事務局及び研究部門を統括し総括総理する。

（3）会長はその業務の執行の結果についてその長に対して責任を負う。

第7条　　（事務局長の職務）

（1）事務局長は会長の命を受けて事務局を統括し、所管業務を処理する。

（2）業務内容は、会長の職責に準ずる。

第8条　　（研究員の職務）

（1）　研究員は会長の指揮を受け、調査、研究または特命による業務を執行する。

第9条　　（職員の職務）

（1）職員は事務局長の命を受け、所管業務を処理するものとする。

（2）業務内容は、事務局長の職責に準ずる。

（附則）

1．この規程は、平成２２年６月１日より実施する。